

保険関連のビジネスモデル特許について

李 洪 茂

- I. 問題の所在
- II. 特許出願の国際化
- III. ビジネスモデル特許の登場
- IV. 日本におけるビジネスモデル特許
- V. 保険関連のビジネスモデル特許
- VI. 結論

I. 問題の所在

情報通信技術（IT: Information Technology）の発展は、我々の経済活動を大きく変化させている。このような情報通信技術の中心にあるインターネットは、世界中のさまざまなネットワークに任意に接続が可能な巨大なネットワークであり、接続料金さえ払えば、情報の発信・検索・閲覧については基本的に無料である。このインターネットというインフラを使い、電子商取引が急成長するにつれ、少額の資金でビジネスアイデアを事業化する可能性も高くなった。

一方、インターネットでのビジネスモデル自体を特許化する傾向が現れた。インターネットはグローバルなネットワークであるから海外で成立したビジネスモデル特許⁽¹⁾が、今後自国のビジネスモデルにも大きな影響を与える可能性がある。さらに、特許を含む知的所有権の保護は世界的に強化される傾向にあり、特許の出願も国際化している。この特許権は、独占の実施権である。従って、特定の者によってビジネスモデル特許がとられてしまうと、他の者は、同

様の手法を使用するビジネスは断念するかライセンス料を払わざるを得なくなる。その結果、近年まで全社画一的な経営手法を駆使してきた日本の保険業界は、外国社などの他社のビジネス手法を学習し、それを真似することができなくなった。

このようなビジネスモデル特許の中で、最も注目を浴びているものは、電子商取引・金融ビジネス（銀行・保険・証券）関連のものであり、それらが、ビジネスモデル特許の中心でもある。このような状況下で、これまで特許の世界とはあまり関係のなかった保険業界も、ビジネスモデル特許に早急に対応することが必要になった。しかし、保険関連のビジネスモデル特許の動向は、明らかにされていない。従って、本稿では、このようなビジネスモデル特許の内容を考察し、日本における保険関連のビジネスモデル特許の動向を明らかにすることを目的とする。

II. 特許出願の国際化

知的所有権⁽²⁾の保護を強化することが、自国の企業、国家の競争力を高めるために必要であるという認識が高まっており、様々な国際会議や条約で、各国の知的所有権の保護制度を統一（強化）するための努力が行われている。1995年のWTO（世界貿易機関）創設に合わせた新たな貿易関連のルールの一環として発効したTRIPs協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights；知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）には、WTO加盟国が遵守すべき最低基準⁽³⁾と知的所有権の行使（enforcement）制度が設けられ、パリ条約⁽⁴⁾等の既存の国際条約より強化された知的財産の保護水準が義務づけられた。さらに、同協定では、最恵国待遇により保護水準の国際的な向上を計っている⁽⁵⁾。また、アジア太平洋地域の21の国・地域をメンバーとするアジア太平洋経済協力機構（APEC）の1995年大阪首脳会議に基づいて、「APEC知的所有権専門家会合（IPEG）」が設立された。この会合は、前述のTRIPs協

保険関連のビジネスモデル特許について

定の完全履行を目指し、2000年までにはほぼ全ての APEC 途上国・地域でその履行を完了した。これらにより、知的所有権保護の法制度の整備が世界的に大きく広がった。

一方、特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty; PCT)⁽⁶⁾による特許の国際出願が増加の傾向にある。同条約は、発明の保護のための出願、先行技術調査及び審査に関する合理化・協力とこれらに関する技術情報の普及について定めた条約として1970年に締結され、1979年と1984年に改正されたものである。同条約に基づいて、1つの特許庁 (日本国民などは日本国特許庁) に、1つの言語 (日本人の場合は日本語または英語) で国際出願することによって、同条約の加盟国⁽⁷⁾である指定国⁽⁸⁾に対して正規の国内出願をしたことと同様の効果を得ることができる。つまり、管轄の受理官庁 (例えば日本特許庁) に国際出願すると、それが国連の専門機関である WIPO (World Intellectual Property Organization; 世界知的所有権機関) の国際事務局に送付され、同国際事務局はまたそれぞれの指定国にそれを送付し、各指定国で特許の国内審査が行われるものである⁽⁹⁾。その結果、それまで特許出願しようとする国ごとに、それぞれの国で行っていた異なった出願手続きの煩雑さが改善されることになる。このような国際出願の件数は、次の通りである。

表 1 国際出願及び指定国数 (受理官庁)

種別 年	国際出願件数 (a)	指定国数 (b)	1 件あたりの指定 国数 (b/a)
1995	2,772	59,689	21.5
1996	3,896	98,707	25.3
1997	4,921	149,459	30.4
1998	6,022	204,113	33.9
1999	7,429	265,337	35.7

(出典) 特許庁編『特許行政年次報告書2000年版』社団法人発明協会、2000年12月、p.196から抜粋して作成。

表 1 で示したように、国際出願の件数の増加とともに、1 件あたりの指定国

の数も増加しており、1つの発明を複数の国に特許出願する傾向が確認できる。

さらに、世界的所有権機関では、1985年、各国毎に相違している特許制度を国際的に調和させる目的で検討が始められ、2000年5月より開催された外交会議において、国内出願の手続きの統一化・簡素化等を目的とした特許法条約（Patent Law Treaty; PLT）が採択された⁰⁸。今後、10の国が批准または加入書を寄託したのち3ヶ月後に効力が発生することとなっている。このPLT条約は、各国ごとに異なる特許出願の手続きに関して、最低限に統一・共通化が可能な方式的な要件を各国がそれぞれの国内法令の中で定めることを目的としている。特許制度が国別の法律に基づくものとなっているからである。

また、世界の特許出願の8割以上⁰¹を取り扱っている日本特許庁・米国特許商標庁・欧州特許庁の三極特許庁は、ネットワークを通じた情報交換、サーチ・審査の相互理解の促進、特許情報の有効活用等、共通する課題を相互に協力して解決することを目的として、1983年の第1回会合以来、毎年、春に「専門家会合」を、秋に「長官会合」を開催している⁰²。このような日米欧三極間の特許取得が頻繁に行われており、その件数は、表2の通りである。

表2 日米欧三極間の特許取得件数（1999年）

区分	日本	米国	欧州
日本	—	32,515	7,139
米国	7,049	—	9,151
欧州	6,656	25,187	—

（出典）特許庁編『特許行政年次報告書2000年版』社団法人発明協会、2000年12月、p.41から抜粋して作成。

日本と欧州は、表2で示したように、米国において多くの特許を取得している。特に、日本の米国における特許取得数（32,515件）は、米国の日本における特許取得数（7,049件）の約4.6倍となっている。さらに、日米欧特許庁の特

許出願の受理件数（1999年）は、日本が405,655件、米国が270,187件、欧州が89,359件である⁰³。

このように日本で特許の出願件数が多いことに対して、否定的な意見もある⁰⁴。つまり、日本の特許法によって認められる特許の範囲が狭くて、企業はそれに対応するために多くの特許を出願しているということである。確かに、日本では他人が特許すなわち基本特許を持っている発明に基づいて改良発明をした場合でも、その改良点が新しいものであれば特許すなわち改良特許を受けることができる。例えば、コンピュータを用いて「かな」を漢字に変換するという自体についてA社が基本特許を有している場合にも、B社は学習機能を有するかな漢字変換として改良特許を取得することができる。B社がこの改良特許を実施する際には、A社の承諾が必要であるが（特許法72条）、A社もB社の特許権を侵害することができない。従って、A社は、特許権の価値を完全に維持するため、改良特許を絶えず出願しなければならない。このような状況下で、日本の特許の中には改良特許が約7割を占めているといわれており、独創的な技術の開発が強調される⁰⁵。

一方、米国では特許侵害になるかどうかを考えると、明細書の文言そのものよりも、特許のもとになっているアイデアを利用しているかどうかを判断基準とする。つまり、特許裁判においてアメリカの裁判所がしばしば採用する均等論（doctrine of equivalents, equivalent theory）で、実質的に（substantially）同一の方法・機能によって実質的に同一の結果を実現する発明は、等価（equivalent）と見なすことである。この法理がアイデアに基づく基本特許に適用される場合、出願当時想定していたものよりも特許の適用範囲が拡大されることがある。しかし、米国の連邦特許法第101条には、改良（improvement）の場合も特許を受けることができると規定されている。また、ある分野に関する特許を持った企業や大学などが、特許を出し合ってプールし、それらを第三者に一括してライセンスする特許プールが注目されており⁰⁶、それは

激しい特許取得競争の中で改良特許が乱立している実体を反映しているものであるといえる。つまり、アメリカでも、基本特許に対する改良特許が多く取得され、基本特許を所有している場合でも、関連する特許を全部一括して手に入れないと、実際に事業化することが難しくなってきた。一方、日本の特許収支は海外に輸出できる基本特許が少ないからこれまで赤字であるといわれてきたが、近年それが改善され2001年には黒字転換することが予測されている⁴⁷⁾。従って、日本が米国と欧州に出願している特許の件数が、それぞれが日本に出願している件数を上回っている状況では、日本が、事実上世界第一の特許大国であるといえる。

Ⅲ. ビジネスモデル特許の登場

以下、ビジネスモデル特許の登場について考察する。

1. 米国での判決

米国の技術力は、1970年代初頭までに圧倒的な優位に立っていたが、エレクトロニクス分野等での日本およびドイツの追い上げに対する危機感があった。1930年代以降反トラスト法が強化されてきた米国では、これに対応するため、1980年代から知的所有権保護を強化するプロパテント政策（Pro-patent Policy; 特許重視政策）が実施されてきた。それを要約すると、次の通りである。カーター大統領時代である1979年に特許小委員会によって、「産業技術革新政策に関する教書」が出され知的所有権の保護などが提唱された。1982年10月には、特許法の適用における判決の統一性と特許事件審理の迅速・低コスト化を目的として、米国特許商標庁の審決および特許侵害事件の控訴審を専属的に審理する CAFC（Court of Appeals for the Federal Circuit; 連邦巡回控訴裁判所）が設立された。レーガン大統領時代には、世界市場における産業競争力の強化のために出されたヤングレポート（レーガン大統領産業競争力委員会報告; 1985

年)が登場して、知的所有権保護のために、国内法を改正することと、GATTなどの多国間交渉あるいは2国間交渉による国際的な知的所有権保護を改善することが提言された。1988年には、貿易相手国の知的所有権問題を包括的に調査し、制裁措置の発動を決定するスペシャル301条¹⁸が制定された。その後、多国間交渉によって、前述のTRIPs協定が締結された。

ビジネスモデル特許は、このような米国で誕生した。経営分野におけるビジネスモデルは、儲けを生み出すビジネスの方法(Business Method)としてとらえられている。この「ビジネス方法」に対する特許は、米国において、次のステート・ストリート・バンク(State Street Bank & Trust Co.)対シグネイチャー・ファイナンシャル(Signature Financial Group Inc.)の判決を契機として、特許として認められるようになったものである。

シグネイチャー社は、「ハブ・アンド・スポーク(hub and spoke)型金融サービス特許(USP 5,193,056)¹⁹」を1993年3月9日に取得していた。この特許は、複数の基金(spoke)からの資金を単一ポートフォリオ(hub)にプールして多様な金融商品で運用する際に、資金の有効運用の方法や管理費・税金などの節約を短時間で決定するシステムに対するものである。シグネイチャー社との特許の利用交渉に失敗したステート・ストリート・バンクは、この特許の無効を主張してマサチューセッツ州連邦地方裁判所に提訴し、その主張が認められた。シグネイチャー社は、この判決に不服してCAFCに控訴し、その特許の有効性が認められた事件の判決である。

この裁判での争点は、数学的アルゴリズムおよびビジネス方法が特許の対象になるのかであった。これに対して、前述のCAFCは、1998年7月23日、「数学的アルゴリズムやビジネス方法も、有用(useful)、具体的(concrete)かつ有形(tangible)の結果が得られる場合には特許の対象となる」と判決した。この判決は、「ビジネス方法(Business Method)」は特許の対象になり得ないとしてきたそれまでの「ビジネス方法の例外(Business Method Exception)」

を覆すものであった。このハブ・アンド・スポーク型金融サービス特許は、ビジネスの方法（アイデア）をコンピュータ・システムやネットワークなどの技術手段を使用して現実に利用できるように表現したソフトウェアを対象としている。コンピュータ・システムやインターネットは、現在におけるほとんどのビジネス分野で使われている。従って、ビジネスモデル特許は、ビジネス分野に関係なく適用されることとなる。その結果、従来の特許の対象にならなかった顧客サービス・流通・金融・投資などのビジネス方法も特許の対象となってきた。

インターネット・ビジネスは、インターネットに接続したサーバという共通のインフラの上に立っているため、初期投資が少ないことからビジネスを模倣しやすい。特に、大資本を武器とした企業による模倣は、新規参入者に致命的である。ビジネスモデル特許は、このような新規参入者の独自のアイデアを保護するために有効である。このことから、米国IT業界全体でビジネスモデル特許の成立を強く要望し、米国IT業界の戦略としてもビジネスモデルは必要とされた²⁰⁾。このようなビジネスモデル特許は、明らかに米国のこれまでのプロパテント政策の延長線上にある。前述のハブ・アンド・スポーク型金融サービス特許は日本にも特許出願され²¹⁾、日本の金融業界は、ビジネスモデル特許に対する対応を迫れることになった。

2. 訴訟の発生

航空券販売やホテル予約などのサイトを運営する米国のプライスライン社 (Priceline.com)²²⁾は、1999年10月13日、マイクロソフト (Microsoft.com) よおよびその子会社であるエクスペディア (Expedia.com) を「逆オークション (reverse auctions) 特許」(USP 5,794,207) の侵害でコネチカット州の連邦地裁に提訴した。エクスペディアが1999年9月から始めたホテル予約サービス (Hotel Price Matcher) が、プライスライン社の所有する特許を侵害している

として、そのサービスの停止と損害賠償を請求したものである。

逆オークション特許は、消費者が商品の価格を決めて指値し、売り手がその指値以下を提示することによって取引が成立するという、買い手主導のオークション・システムに対するものである。この特許は、1996年9月4日に出願して1998年8月11日に特許が成立したもので、前述のハブ・アンド・スポーク型金融サービス特許の有効性に対する判決後に認められた最初のビジネスモデル特許である。ここで問題となったのは、指定条件に合致したホテルが見つかった場合に、ユーザーのクレジットカードに自動的に課金するシステムである。この課金システムに関して特許を保有しているプライスライン社は、株式公開の前にマイクロソフト社と業務提携に向けた交渉に当たっており、その過程で守秘業務契約の下で自社の技術をマイクロソフト社に提示したという。両社の話し合いは結局物別れに終わり、マイクロソフト社は、1999年9月に別に「Hotel Price Matcher」を立ち上げていた。

また、オンライン書籍販売最大手のアマゾン・ドット・コム (Amazon.com) は、米国書店最大手であるバーンズ・アンド・ノーブル (Barnesandnoble.com) が「1-click 特許」(UCP 5,960,411) を侵害したとして、1999年10月21日、米国シアトル連邦地方裁判所に提訴した。アマゾンの「1-click 特許」は、1997年9月12日に米国に特許出願され、1999年9月28日に特許権が成立したものである。その内容は、消費者がオンラインで買い物をする際に、初回に住所・氏名・クレジットカード番号などを入力すれば、2回目以降はそれらを入力しなくても利用できる技術に関するものである。アマゾンは、バーンズが1998年5月から使用している同様の技術は、アマゾンの技術を使用しているとして、その技術の使用中止と損害賠償を求めた。これに対して、シアトル連邦地方裁判所は、1999年12月3日に、バーンズ・アンド・ノーブルの同技術の使用中止を命じる仮処分を下した²³。この特許は、1999年に日本にも出願されている (特開平11-161717号)。

このようなビジネスモデル特許の権利発動が次々と日本で報道されると、一挙にビジネスモデル特許に対する世間の注目が集まった。このようなハブ・アンド・スポーク型金融サービス特許の有効性に対する判決に始まるビジネスモデル特許の動きは、その対象が全業種に及ぶことが理解され、日本の特許庁の危機感から金融業界を含む全業界へと注目が拡大していった。

Ⅳ. 日本におけるビジネスモデル特許

ビジネスモデル特許は、特許法に基づく特許制度²⁴⁾に従うものであり、発明に対して、出願日から最大20年間与えられる独占権である（特許法第67条）。この特許法でいう発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものである（特許法第2条）。従って、その技術は、誰が実施しても同じ結果が得られるもので、第三者による反復利用ができるものでなければならない。

新たな専用装置を創作しなくても、汎用コンピュータや既存のネットワーク・システムとソフトウェアを用いて、あるアイデアを実現しうる専用装置を創作したときと同様の結果が得られれば、そのソフトウェアは、自然法則を利用した技術的思想の創作、すなわち発明に該当する。従って、ソフトウェアを制作し、新しいビジネス方法を実現する手段としてコンピュータを用い、実用上有効であるということを理論的に立証することができれば、「ソフトウェア特許」の一形態、つまりビジネスモデル特許として認められる。しかし、あるアイデアの実現が、経済法則・人為的取り決め・人間の精神活動に過ぎない場合は、発明に該当しない。例えば、郵便による通信販売を電子メールによる通信販売に置き換えたとして、本質は変わらず、人為的な取り決めに該当する。このような発明は、産業上有用であることが必要であり、産業上利用価値のないアイデアは特許の対象にはならない。

さらに、特許を受けようとする発明に対しては、「新規性」と「進歩性」が

要求される。具体的には、特許出願前に日本国内または外国において公知・公用・文献公知（インターネットによる公知も含む）がされていないこと、つまり新規性が求められる（特許法第29条1項）。新規性が認められる場合でも、進歩性が求められる（特許法第29条2項）。進歩性の判断は、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を備えた者が、先行事例から容易に思いつくことのできない水準を基準にしてなされる。1999年5月の改正法により、全世界の刊行物など学会論文もすべて含まれる情報の中で、そのアイデアの新規性・進歩性が問われることになった。しかし、ビジネス上のアイデアを実現するためのシステム化技術自体は公知の技術の組合せである場合でも、全体として進歩性が認められる可能性は否定できない。

一方、米国ではITを利用せずとも、ビジネス関連発明が特許される可能性は否定されておらず、その範囲が広すぎるという批判がある。日本でもITを利用した発明以外に特許が成立し得る可能性は排除されていないが²⁶⁹、現状ではITを利用しないビジネス関連発明のほとんどは人為的な取り決めに該当すると考えられ、ITを用いないビジネスモデル特許を想定することが困難である。しかし、米国においても特許商標庁の対応に関心が集まっているのは、コンピュータを利用したビジネス関連発明である。例えば、2000年3月に米国特許商標庁が発表したアクションプラン²⁷⁰も、コンピュータを利用したビジネス関連発明を対象にしている。また、欧州特許条約²⁷¹には、発明に当たらないものとしていくつかの類型が列挙されており、この中に“doing business”と“programs for computers”も含まれている。しかし、技術的な効果をもたらすものは、この除外項目に該当しないとの運用を行っているため、技術的效果をもたらすコンピュータを利用したビジネス関連発明については、発明たり得るとしている。また、2000年6月に開催された日米欧の三極特許庁専門家会合において、「人間によって実施されていたことが公知である業務プロセスを、よく知られた方法によって自動化しただけでは、特許とならない」ことが確認さ

れた。このように各国は、発明の範囲に差があるなどの違いがあるとしても、新規性と進歩性の判断で特許の成立に関する最終結論を近付けようとしている。この判断に際しては先行事例が重要とされ、三極特許庁の間でデータベースによる情報交換を行うようになった。

一方、ソフトウェアは、「プログラム言語を用いて表現される著作物である」として著作権によって保護されてきた²⁸⁾。日本における著作権は、芸術作品などの著作物および創作物の複製行為を作者が独占する権利で、作者が没後50年間は権利が存続する（著作権法第51条）²⁹⁾。著作権法においては、著作権の出願や登録といった手続を行わなくても権利が発生する仕組みになっている。このような著作権法では、著作物として無断複製した場合は権利侵害となるが、ソフトウェア制作の基になったアイデアまでは保護されないため、ソフトウェアの内容が似ていても、制作過程において複製行為があったということが立証できないと権利侵害とはみなされない限界がある。これに対応するためにも、ソフトウェアが特許の対象とされた。日本の特許庁においては、ビジネスモデル特許のほとんどは、このソフトウェア特許の一形態として捉えられるとの認識である。

このようなソフトウェア特許自体は、日本でも以前より存在しており、コンピュータ基礎技術・通信基礎技術は、従来から特許の対象になっていた技術分野である。このソフトウェア特許は、技術的要素に特徴のあるものが従来特許となっており、非技術的な要素であるビジネスの手法自体は、特許の対象となり得なかった。しかし、コンピュータ基礎技術・通信基礎技術などの発展によるインフラ技術が構築され、流通・金融等のサービス分野においてもこれらの技術を実際のビジネスに適用させたビジネス応用ソフトウェアが開発されている。その結果、ビジネス上のアイデアを汎用コンピュータやネットワークを利用して実現する例が多く見られるようになった。これに対応するためにも、応用ソフトウェアをビジネスモデル特許の対象にしたのである。応用ソフトウェ

保険関連のビジネスモデル特許について

アは、従来のソフトウェアに比べて、コンピュータやネットワークそのものに対する技術的な特徴が乏しいため、そのアイデアに注目が集まっている。日本におけるソフトウェア特許は、表3のように変化してきた。

表3 ソフトウェア特許の変遷

時 期	特許の種類	典型的な特許	説 明
1970年代 半ば	電卓型特許	電卓、キーボード、論理回路	装置（ハード）の特許
1980年代 始め頃	マイコン型特許	マイコン制御の電気釜（マイコン回路が釜の温度制御を実現）	装置・機器の特許（マイコン制御）、プログラムはハード制御用
1980年代 半ば頃	ワープロ型特許	かな漢字変換プログラム（ワープロのROMに格納されたプログラムがかな変換を実現）	装置の特許（プログラムの持つ機能に特徴）、プログラムはハード制御用に限らない
1996年～ 1997年	ソフトウェア媒体型特許	かな漢字変換プログラム（CD-ROM）（FDIに記録されたプログラムがパソコンでかな漢字変換を実現）	媒体（CD-ROM等）の特許（プログラムの持つ機能に特徴）、プログラムはハード制御用に限らない
今後	ネットワーク型特許	ソフト（サーバからダウンロードしたプログラムがパソコン上で動作）	ネットワーク上で流通されるプログラムの特許

（出典）<http://www.jpo-miti.go.jp/info/interbiji0406.htm>（2001年3月30日）から抜粋して作成。

日本におけるソフトウェア特許は、表3で示したように、1970年代半ば頃は電卓・論理回路などの装置（ハード）に対する特許であったが、1980年代始め頃から装置・機器等のハードと一体となっている制御用のプログラムに対する特許が始まった。1980年代の半ば頃から1990年代前半におけるそれは、かな漢字変換プログラムのようにハード制御用に限らなくなり、1996年からはCD-ROMなどの媒体に収録されてあるプログラムに対する特許となった。つまり、ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの制作は、特許法上の発明に該当するようになった。さらに、2000年12月、「コンピュータ・ソフトウェア関

連発明の審査基準」が改正され、媒体に記録されていないソフトウェアが物の発明として取り扱われることとなった⁸⁰⁾。これによって、ソフトウェアのみでも特許の対象になったのである。これは、媒体に記録されていないソフトのみをネット経由で配信し、期間限定で貸し出すことを事業とする ASP (Application Service Provider) の動きに対応するためである。

V. 保険関連のビジネスモデル特許

日本におけるビジネスモデル特許の出願は、出願日から18ヶ月後に出願公開される(特許法第64条)⁸¹⁾。さらに、審査請求をすることができるのは特許出願から3年以内であり(特許法第48条の3)、審査期間は概ね3～4年である⁸²⁾。このようなビジネスモデル特許は、ビジネスモデル特許としての分類がなく、これまでの特許分類の中で分散して存在する。日本におけるビジネス関連出願が多く付与される国内分類(FI: G06F15/)について、金融ビジネスなどのビジネス的側面から分類を再構築(FI: G06F17/)し、2000年7月から付与を開始した。このG06(計算; 計数)の年度別の特許出願および登録件数は、表4の通りである。

表4 年度別特許出願・登録件数

年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
出願	24,549	22,486	19,967	16,452	17,137	17,312	19,031	20,068	20,106
登録	870	2,140	2,800	2,538	3,424	9,239	5,808	6,252	6,105

(出典) 特許庁編『特許行政年次報告書2000年版』社団法人発明協会、2000年12月、p.146, p.149から抜粋して作成。

表4における件数の全てがビジネスモデル特許ではないが、ビジネスモデル特許はこの分類の中に一番多く含まれている。このようなG06の登録件数は、1996年から特に急増している⁸³⁾。また、1999年11月に知的財産協会会員企業を対象にして企業動向調査を実施した結果は、表5の通りである。

保険関連のビジネスモデル特許について

表5 特許出願に対する意識

理 由	比 率 (%)	理 由	比 率 (%)
防衛出願	42.7	発明奨励	0.3
他社類似商品の防止	37.8	自社技術 PR	0.3
ライセンス契約有利化	6.2	その他	0.9
ライセンス収入向上	4.0		

(出典) 特許庁編『特許行政年次報告書2000年版』社団法人発明協会，2000年12月，p. 41から抜粋して作成。

日本における特許出願の主な動機は，表5で示したように，積極的に特許を活用することではなく，防衛的な目的（防衛出願42.7%，他社類似商品の防止37.8の合計が80.5%）である。一方，特許庁が特許出願公開・公表基準で作成したデータベース（2001年3月末現在）で，「保険」を検索キーにして検索される件数は，表6の通りである。

表6 保険関連特許の年度別出願件数（保険関連）

区分	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	合計
件数	9	18	31	50	36	43	56	64	18	325

(出典) 特許庁データベース（2001年3月末現在）から抽出して筆者が作成。

保険関連特許の出願は，表6で示したように，1996年から急増していることが確認される。この特許出願の中で主な出願人別の件数は，表7の通りである。

表7 保険関連特許の出願人別件数

出願人	件 数	出願人	件数
三和銀行	5	東芝	11
日立製作所	35	大日本印刷	7
三洋電機	26	生命保険会社	7
富士通	13	損害保険会社	31
日本電気	6	個人	85

(出典) 特許庁データベース（2001年3月末現在）から抽出して筆者が作成。

日本における保険関連のビジネスモデル特許は、表7で示したように、保険業界よりも日立製作所などを中心とする電気通信企業によって多く出願されており、個人が85件も出願している。保険業界は、東京海上7件・安田火災10件・大東京火災10件などの損害保険業界が31件、第一生命が3件とアメリカン・ファミリー・明治生命・日本生命が各1件⁶⁴の生命保険業界が7件で、上記の期間（1993年～2001年3月）中に公開された保険関連の特許出願件数の11.7%にすぎない。

また、表5で示したように、日本企業のビジネスモデル特許出願の主な目的は、他社が模倣することを牽制すると同時に、特許侵害で訴えられないように防衛することであるとされてきた。しかし、保険関連のビジネスモデル特許は、個人を含む日立製作所を中心とする電気通信企業によって、積極的に出願されていることが確認できる。保険事業は免許事業であり、自ら保険事業を営めない電気通信企業が、防衛目的で保険関連ビジネスモデル特許を出願しているとは考えられない。日立製作所は、すでに特許ライセンス料収入で十分利益を上げる事業として、特許事業は成立しているという⁶⁵。従って、保険関連のビジネスモデル特許は、収益事業の一環として、個人を含む情報通信企業などによって出願されていることが、特徴であるといえる。

VI. 結 論

特許制度は、排他的独占実施権として制度設計されており、特許権の保護は世界的に強化される傾向にある。また、同一の特許を自国に出願すると同時に外国にも出願する例が多くなってきた。このような状況下で、米国の連邦巡回控訴裁判所（CAFC）が、資金の有効運用のシステムである「ハブ・アンド・スポーク（hub and spoke）型金融サービス特許」に対して、1998年7月23日、「数学的アルゴリズムやビジネス方法も、有用（useful）、具体的（concrete）かつ有形（tangible）の結果が得られる場合には特許の対象となる」と判決し

た。「ビジネス方法 (Business Method)」は特許の対象になり得ないとしてきた「ビジネス方法の例外 (Business Method Exception)」の原則を覆すものであった。この判決を契機として一般的に認められるようになったビジネスモデル特許は、その対象が全業種に及ぶものであり、日本もこれに対応せざるを得なくなった。

一方、著作権によって保護されてきたソフトウェアは、その制作の基になったアイデアをも保護するために、特許の対象となったものである。日本におけるソフトウェア特許は、1970年代の装置 (ハード) に対するものから変化してきて、2001年1月からは、媒体に記録されていないソフトウェアのみでもその対象となった。日本におけるビジネスモデル特許は、このソフトウェア特許の一形態として認識されている。

また、事実上世界一の特許大国である日本における特許出願の主な目的は、防衛であると知られている。しかし、保険に関するビジネスモデル特許は、個人を含む電気通信企業などによって約9割程度が出願されている。保険事業は免許事業であるから、自ら保険事業を展開することのできない保険業界以外のものが保険関連のビジネスモデル特許を出願する目的は、ビジネスモデル特許を商品と考え、ライセンス料の収入によって、収益を上げることである。従って、日本の保険業界は、ビジネスモデル特許に対する防衛に失敗しているといえる。早急な対策が急がれる。

注

- (1) この特許は、ビジネス特許、ビジネス方法の特許 (特許庁)、ビジネスモデル特許 (主にマスコミ) という用語が用いられるが、本稿ではビジネスモデル特許とする。米国では、“business method patent” と呼ばれている。
- (2) 知的所有権 (intellectual property) とは、商業目的に使用される発明・文学及び芸術作品・記号・名称・肖像などの精神 (mind) の創作物を意味する。このような知的所有権には、工業所有権と著作権があり (<http://www.wipo.org/about-ip/en/overview.html>), 知的財産権とも呼ばれる。
- (3) 特許期間を20年とし、医薬特許を認めるなどである。

- (4) 1883年3月20日に締結された工業所有権保護同盟条約であり、日本は1899（明治32）年に加入した。第1国出願時に優先権を主張した出願を、一定期間（特許・実用新案は1年、意匠は6ヶ月）内に、他のパリ条約加盟国に出願する場合、その発明には第1国出願日が適用される。
- (5) 同協定の経過措置によって、先進国は、1996年に TRIPs 協定の履行義務が発生していたが、2000年1月には途上国においても同協定の履行義務が発生した（特許庁編『特許行政年次報告書2000年版』社団法人発明協会、2000年12月、pp.52-53参照）。
- (6) <http://www.wipo.int/pct/en/treaty/pct.htm>。
- (7) 同条約加盟国は、2001年6月19日現在で、112カ国である（<http://www.jpo.go.jp/shoukai/shoukai2.htm>）。
- (8) 出願書に特許を求める国を指定するが、この場合国内特許だけでなく、ヨーロッパ特許のように広域特許を求めることもできる。欧州特許庁は、欧州特許条約（European Patent Convention）により、ヨーロッパ特許を付与する。その後、その特許権は、各指定国（19ヶ国と6ヶ国の拡張国の中）により審査され、それぞれの国の裁判所を通して行使権（enforcement）が与えられる。
- (9) 詳細は、特許庁の <http://www.jpo.go.jp/shoukai/shoukai1.htm>（2001年8月23日）参照。
- (10) 特許庁編、前掲書、pp. 49-51参照。
- (11) 1998年現在の世界の現存特許数は、米国が1,173,145件（30%）、欧州特許条約（EPC）が1,128,565件（29%）、日本が935,858件（24%）、その他が655,160件（17%）である（<http://www.jpo.go.jp/saikin/sankyoku-99.htm>（2001年8月23日）参照）。
- (12) 特許庁編、前掲書、pp.56-58参照。
- (13) <http://www.jpo.go.jp/saikin/sankyoku-99.htm>（2001年8月23日）。
- (14) 欧州特許庁（EPO）の Munich（Germany）の非公式的な意見である（<http://ourworld.compuserve.com/hompages/kehpatent/stjapco.htm>（2001年8月23日）参照）。
- (15) 知的財産権懇談会（平成10年10月15日大阪）での特許庁長官の発言（<http://www.jpo.go.jp/saikin/hatugen.htm>（2001年8月23日）参照）。
- (16) USPTO, *Patent Pools: A Solution to the Problem of Access in Biotechnology Patents?*, December 5, 2000（<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/patentpool.pdf>; 2001年8月23日）。
- (17) 2001年4月22日『NIKKEI NET』。
- (18) 1988年法第1301条によって、1974年通商法第1章8節に追加された第182条のことである。知的所有権に対する適切な保護又は市場参入機会を否定する国の認定と題されるものである。
- (19) 英文タイトルは、“Data Processing for Hub and Spoke Financial Services Configuration”である。
- (20) 「ステート・ストリート・バンク事件」で、ITI（Information Technology Industry）が法廷助言者となり、積極的に特許の必要性を強調した（中嶋 隆『衝撃のビジネスモデル特許』日本法令、2000年、pp.94-95）。
- (21) 日本特許庁は、1993年3月（優先権主張日1991年3月11日）に出願された当該特許出願（特表平6-505581号）に対して、1999年10月、「自然法則を利用した技術的思想の創作に該当しない」との理由で拒絶した（日本感性工学会・IP研究会『ビジネスモデル特許』通商産業調査会、2000年、pp.146-147）。
- (22) プライスラインは、コネチカット州スタムフォードに本社をおくベンチャー企業であり、1998年4月にウェブ事業を開始するに際して、「逆オークション」の発明者である Jay Walker

保険関連のビジネスモデル特許について

氏がこれを実現するために設立した会社である。プラスライン社は、航空券のチケットの販売のほかに、ホテルの予約や車の販売も、ウェブ上でやっている。

- (23) CAFCは、2001年2月14日、この仮処分を無効にする判決を下した (<http://www.arentfox.com/publications/alerts/alerts2001/alert2001-02-20/alert2001-02-20.htm>)。
- (24) 日本の知的所有権制度は、1884年の商標条例、1885年の専売特許条例、1899年の著作権法から始まる (<http://www.jpo.go.jp/tousi/haikai.htm>; 2001年8月23日)。
- (25) ITを使わないビジネスモデル特許として「婚礼引き出物の贈呈方法(特許3023658)」がある。また、トヨタ自動車のいわゆるかんばん方式に関する特許(第2,956,085号「部品納入指示装置」)は、もともとはコンピュータを使用するものではないが、コンピュータを使用するシステムとして特許を取得している。
- (26) <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/actionplan.html> (2001年3月30日)。
- (27) <http://www.european-patent-office.org/legal/epo/e/ar52.html> (2001年3月30日)。
- (28) 著作権法第10条1項1号。
- (29) 著作権は、作者の名前が周知の場合は作者の死後50年、作者が無名・変名または団体名義あるいは映画の場合は著作物の公表後50年まで保護される。
- (30) 2001年1月10日出願日から適用される。
- (31) 米国でも、米国特許法改正法(2000年11月29日発効)によって、ヨーロッパや日本の制度(特許法第64条)と同じように出願日から18ヶ月後にその内容が公開されるようになった (<http://www.uspto.gov/patft/index.html>; 2001年8月23日)。新しい内容は、毎週火曜日に公開される。
- (32) 各年度別の平均所要期間は、1997年に4.4ヶ月、1998年に3.4ヶ月、1999年に3.6ヶ月であった(特許庁編、前掲書、p.184参照)。
- (33) ビジネスモデル特許が多く含まれているといわれる米国特許分類705のファイリング総数は、1996年694件、1997年935件、1998年1368件、1999年2072件のように1998年から急増している(中嶋 隆、前掲書、pp.106-108)。この特許登録件数は、日本のそれよりはるかに少ない。
- (34) 日産生命も1件出願していた。
- (35) 中嶋 隆『衝撃のビジネスモデル特許』日本法令、2000年、p.128。

参考文献

- 遠山 勉『弁理士が教えるビジネスモデル特許の本当の知識』東京書籍、2000年。
- 尾籠裕之『e-ビジネス時代と保険システム』保険毎日新聞社、2000年。
- 神山典士『あなたの会社のビジネスモデルを変身させる法』PHP 研究所、2000年。
- 岸 宣仁『ビジネスモデル特許の脅威』PHP 研究所、2000年。
- シドニー・アント・ウイクス・川村寛治『総解説ビジネスモデル特許』日本経済新聞社、2000年。
- 情報通信研究所ビジネスモデル特許研究会『欧米のビジネスモデル特許最新報告』日本法令、2000年。
- 寺本義也・原田保『インターネット・ビジネス』東洋経済新報社、2000年1月。
- 中嶋 隆『衝撃のビジネスモデル特許』日本法令、2000年。
- 日本感性工学会・IP 研究会『ビジネスモデル特許』通商産業調査会、2000年。
- 福島美明『ネット・ビジネスモデルの経営』日本経済新聞社、2000年。
- 柳野隆生『ビジネスモデル特許のすべて』日本実業出版社、2000年。

吉原賢治・牧野和夫『ビジネスモデル入門』工業調査会，2000年。

吉村克巳『iモードビジネスモデル インパクト』エイチアンドアイ，2000年。
各ホームページ。